

馬路村公共施設等総合管理計画

令和6年3月

馬 路 村

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画とは.....	1
1. 公共施設等総合管理計画策定にあたって	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 対象範囲	3
5. 取組体制	4
第2章 馬路村の現状.....	6
1. 位置・面積	6
2. 人口動向	7
3. 財政状況	9
4. 対象施設	11
5. 更新費用試算	14
6. 対象施設の現状と課題	17
第3章 公共施設等総合管理計画の基本方針	19
1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
2. 実施方針	22
3. 推進体制	31
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	33
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	49
3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針.....	51
4. 土地の管理に関する基本的な方針.....	52
第5章 今後の取組	54
1. 継続した取組に向けて	54
2. 今後の取組に向けて	55

第1章

公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定にあたって

(1) 策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代から1970年代にかけて公共施設が集中的に整備され、今後、それらの公共施設は建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。また、少子高齢化の急速な進行に伴い扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中、全国的には既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが全国共通の課題となっています。

国は、このような状況を踏まえ、2013(平成25)年11月、インフラの老朽化が急速に進行する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるという認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。また、地方公共団体には、すべての公共施設等を対象に中長期的な視点での財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)に配慮した「公共施設等総合管理計画」を、2016(平成28)年度までに策定することが求められました。

馬路村では、大規模改修が必要な築30年を経過する公共施設が多くあり、今後これらの施設の維持管理にかかる費用が増加することが見込まれることから、適正な維持管理を行うために、「馬路村公共施設等総合管理計画」を2017(平成29年)3月に策定しました。

また、国は2018(平成30)年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、2023(令和5)年10月には「公共施設等総合管理計画の策定に関する指針の改訂について」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

「馬路村公共施設等総合管理計画」策定から7年が経過し、これらの背景や目的に加え、社会基盤である公共施設等のマネジメントを行うことは、村民の安心・安全な暮らしの確保はもとより、持続可能なまちづくりに繋がる非常に重要な取組となります。本計画を推進していくうえでは、国連が提唱しているSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成に繋がるものとして位置づけ、『住み続けられるまちづくり』をめざしていきます。

これらを踏まえ、さまざまな社会状況を考慮しながら、公共施設等の現況や課題などを把握するとともに、国や県の動きと歩調をあわせ、「馬路村公共施設等総合管理計画」の改訂を行います。



(2) ファシリティマネジメントの導入

本村では、村民と共に将来のまちづくりを進めるという基本理念のもとで本計画を策定します。本計画策定は、村の将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものです。このために、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント(FM)の手法を導入することとします。FMとは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本村では以下の点を推進します。

- ①全庁横断的な推進体制の確立
- ②総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③最適状態を維持する不断の検証

ファシリティマネジメント(FM)では公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えることとします。ファシリティマネジメント(FM)の活用により、公共施設等を利用する村民や運営する村、公共施設等の関係者の満足度がそれぞれ向上し、それがひいては、社会や地球環境向上にも寄与することとなります。

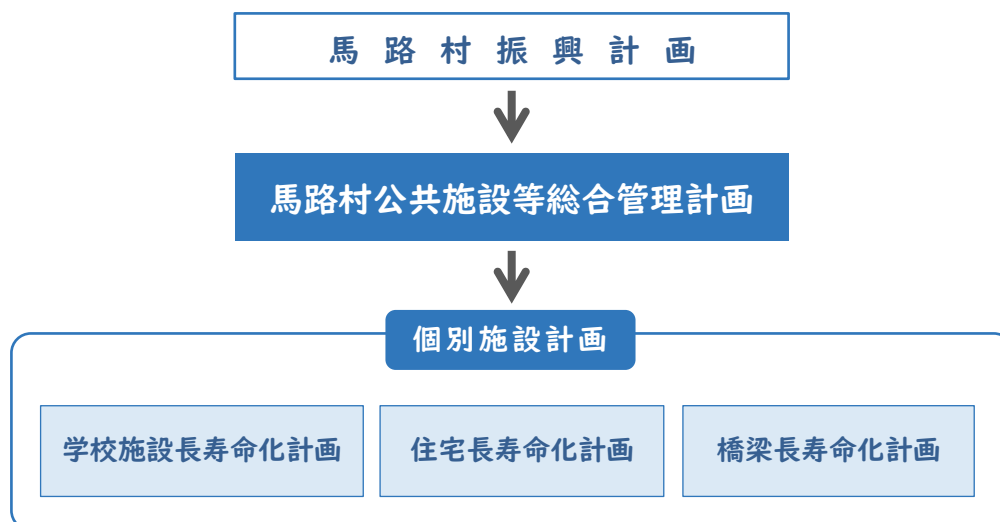
本計画策定に当たり、ファシリティマネジメント(FM)の考え方を導入して、新しいまちづくりを目標とし、健全で持続可能な地域づくりを目指していくこととします。

※ファシリティマネジメント(FM)とは、

「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、単に手法という範疇から、より広くFMを経営的視点に立った総合的な活動として捉えています。

出典：公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会(JFMA)

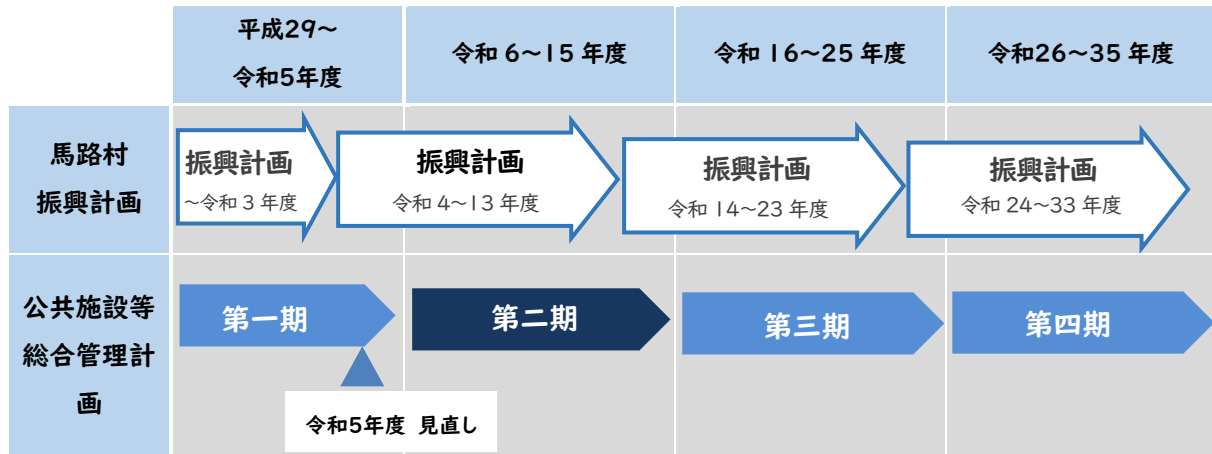
2. 計画の位置づけ



3. 計画期間

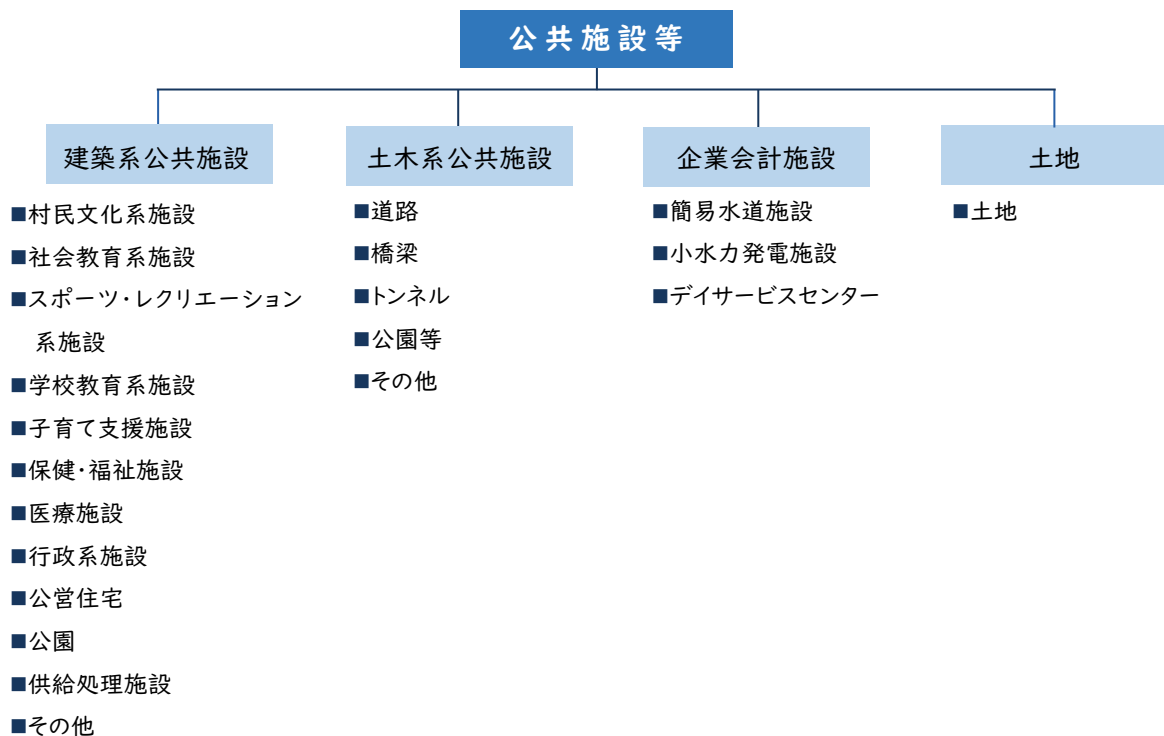
本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な展望が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討するものです。

計画期間については、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とします。



4. 対象範囲

本計画は、本村が所有する財産のうち、建築系公共施設及び土木系インフラ資産を含む全ての公有財産を対象とします。



5. 取組体制

施設の各課を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築します。本計画の推進にあたっては、施設総体を把握し、一元的に管理する総括組織として「総務課」が統括します。

この組織は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくもので、総務課長は公共施設等全体の管理を総括する公共施設等マネジメント統括を行います。

図上段は、公共施設等マネジメント統括の組織体制を示します。下段は公共施設等をマネジメント統括する総務課の公共施設等に関する機能を示します。以下に公共施設等マネジメント統括の重要な要点を集約します。

- ① 公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とします。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限をもちます。
- ② 公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能をもちます。
- ③ 公共施設等に関して村長と密接に連携を図り支援できる組織の位置づけです。
- ④ 公共施設等に関して財務部門と密接に連携します。

また、本体制は次の項目を実施していきます。

① 財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくためには財政課との連携が必要不可欠です。

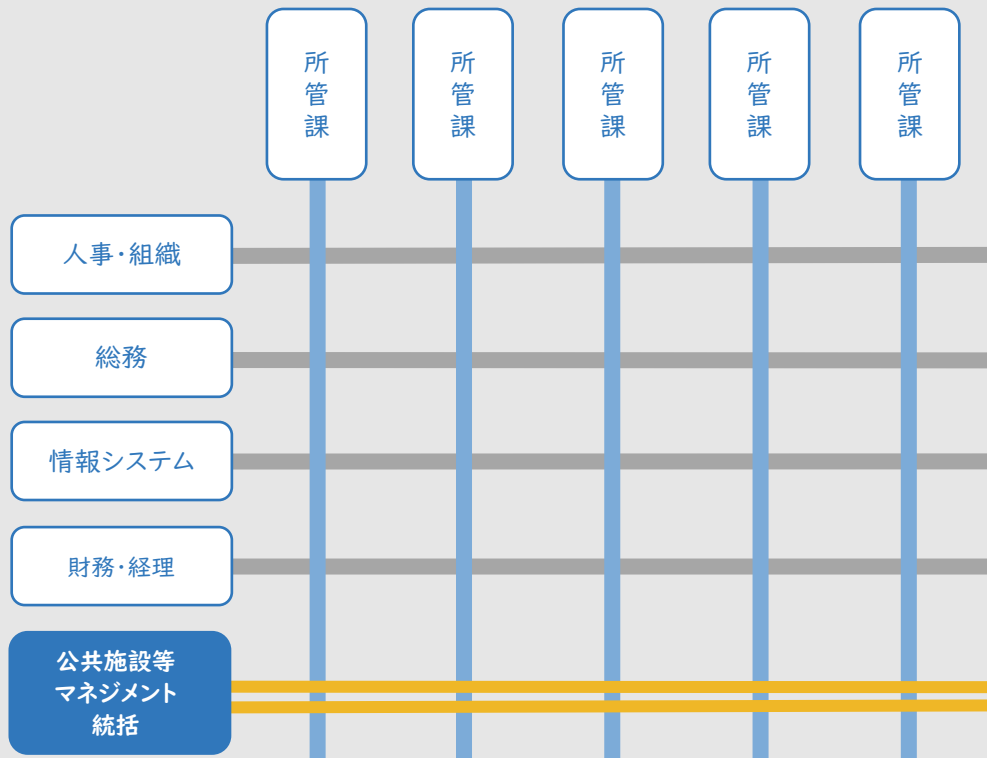
② 村民との協働

村民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

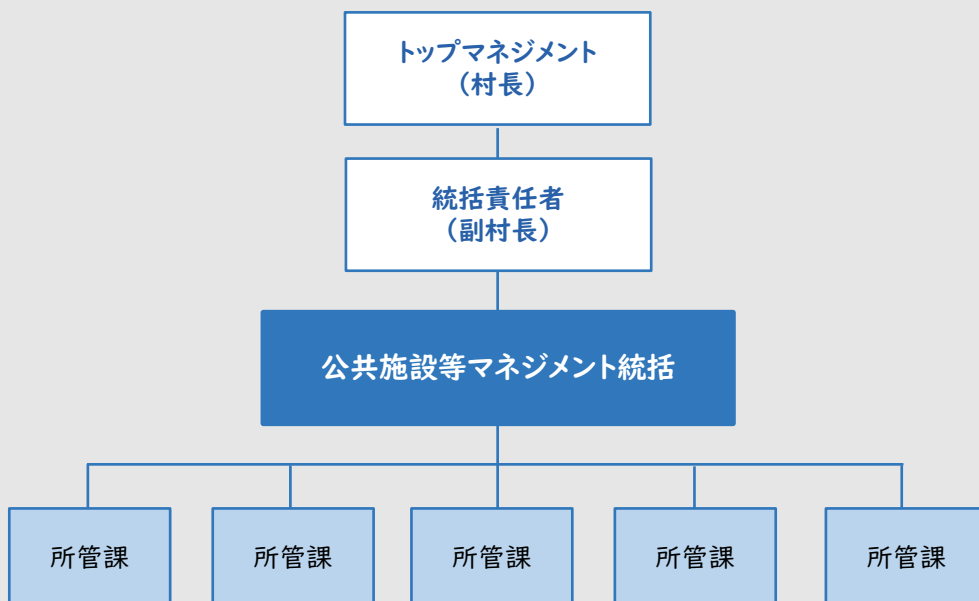
③ 職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組み、村民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

<組織の位置づけ>



<公共施設等に関する機能>



第2章

馬路村の現状

1. 位置・面積



本村は、明治22年に馬路と魚梁瀬の両村が一緒になり馬路村として発足しました。

総面積の96%が山林で、その山林の75%を国有林が占めるという特異な構造の村です。

現在は、林業のみならず、「永遠のふるさと馬路村」を構想の基本に掲げ、観光やユズ産業など、地場産業の振興を目指した村づくりが進行中です。

また、村域内にはダムのない安田川が流れ、天然アユの遡上場として、夏場の天然プールとして村民から親しまれています。

交通網は、国道55号線が高知市内から安田町を通り、そこから県道12号（安田東洋線）につながり、高知市からは約1時間40分で馬路地区に入ります。さらに、県道54号（魚梁瀬公園線）が魚梁瀬地区までつながっています。

■面 積：165.48 km²

■位 置：北緯 33 度 33 分 08 秒／東経 130 度 03 分 00 秒

■広 ばう：東西 13.2 km／南北 17.9 km

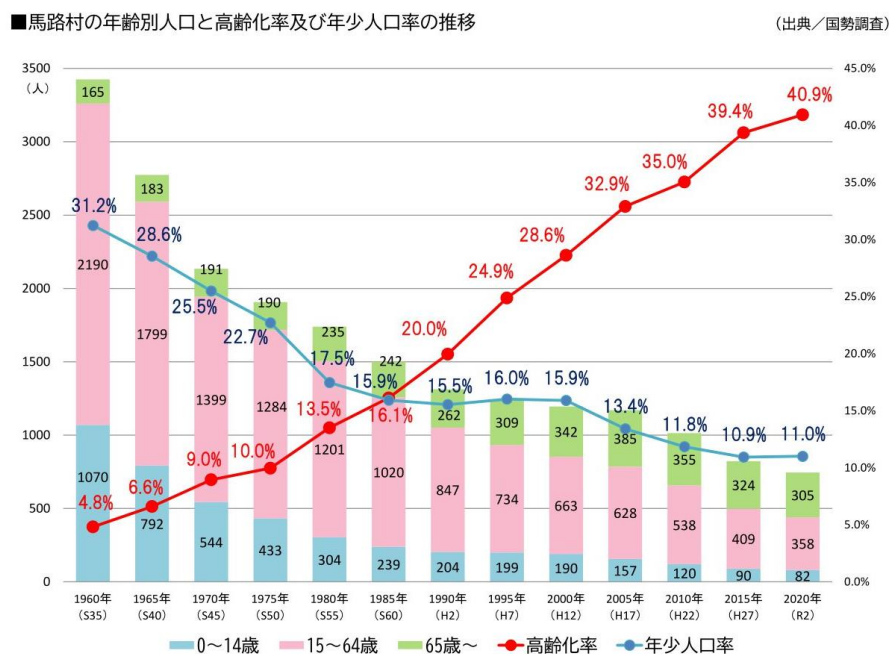
2. 人口動向

(1) 人口の推移

本村の人口は1960(明治35)年の3,425人をピークに減少の一途をたどり、2020年には745人になっています。

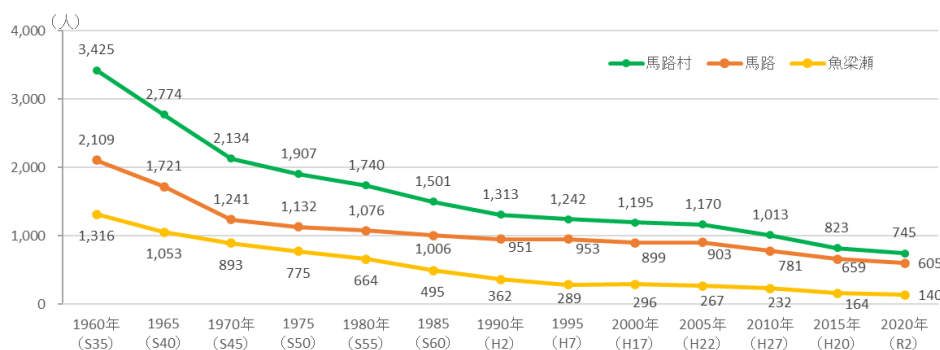
年齢3区分別の人口構造の推移をみると、1960(明治35)年以降、65歳以上の人口の割合が増加している一方、年少(0～14歳)人口の割合は減少傾向で推移し、1985(昭和60)年には0～14歳の人口の割合と老年(65歳以上)人口の割合が逆転し、その差は年々拡大しています。また、65歳以上の高齢者人口は、2005(平成17)年まで増加していましたが、2010(平成22)年には減少へと転じています。

2015(平成27)年には生産年齢(15～64歳)人口の割合は、50%を割り、2020(令和2)年では、48.1%となっています。



馬路村振興計画 R4

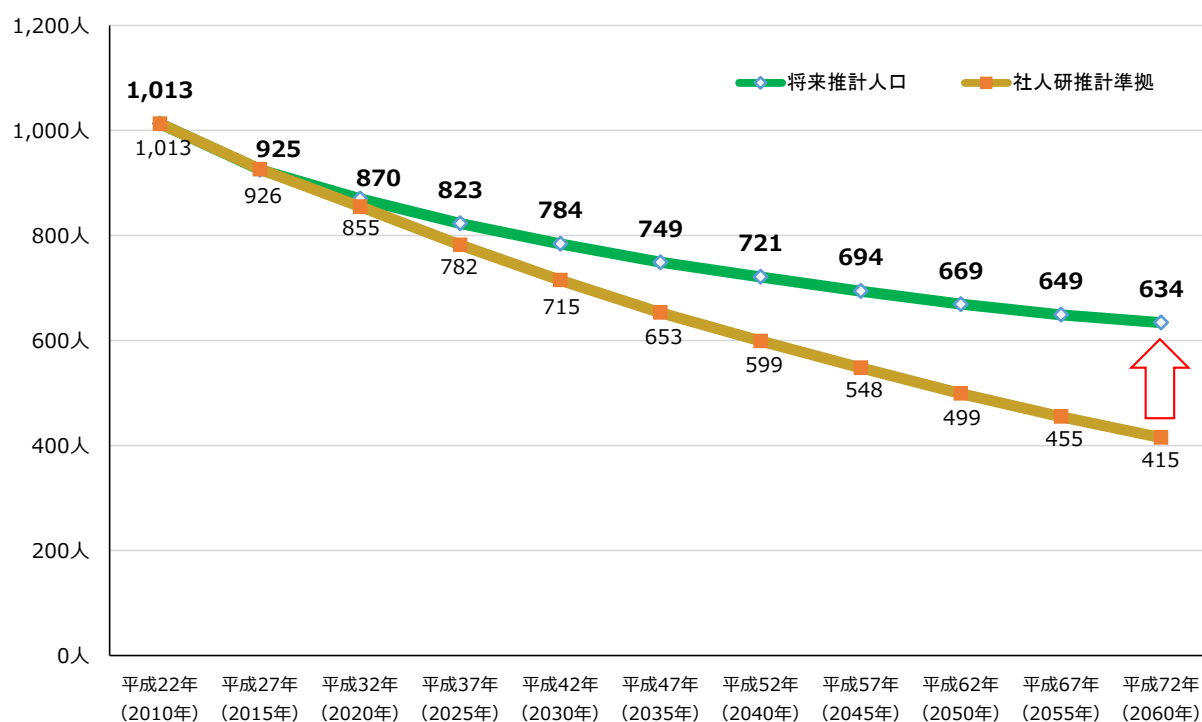
馬路地区と魚梁瀬地区の人口推移をみると、2020(令和2)年は8割以上が馬路地区に集中しています。



各年国勢調査

(2) 将来人口の見直し

2010年(平成22年)以降、人口の減少はさらに進行し、今後一層の少子高齢化が進むことが想定されます。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口において、2060年(令和42年)には415人まで減少するとされていますが、「馬路村人口ビジョン」においては、少子高齢化、転出超過といった本村の人口問題に対して長期的視点で取り組むことにより、2060年(令和42年)において634人を確保するという戦略人口を掲げています。



馬路村人口ビジョン

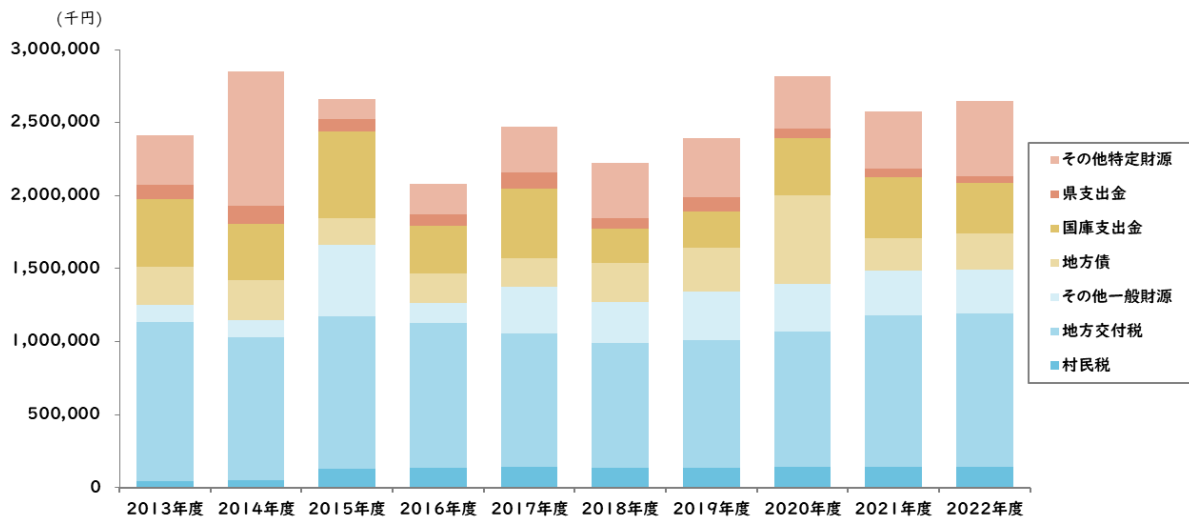
3. 財政状況

(1) 歳入

本村の歳入総額は、年度により増減があるものの、2013年度以降21億円から29億円で推移しています。

歳入のうち約4割を占める地方交付税は、2013年度以降10億円前後で推移しています。村民税は、2015年度以降倍増し、おおむね1.4億円前後で推移しています。毎年3億円前後で推移していたその他特定財源が2014年度(平成26年度)には基礎単価の変更により9億円になりましたが、2022年度では約5億円となっています。

長期的には、人口減少及び少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれることから、村民税の減少を考える必要があります。



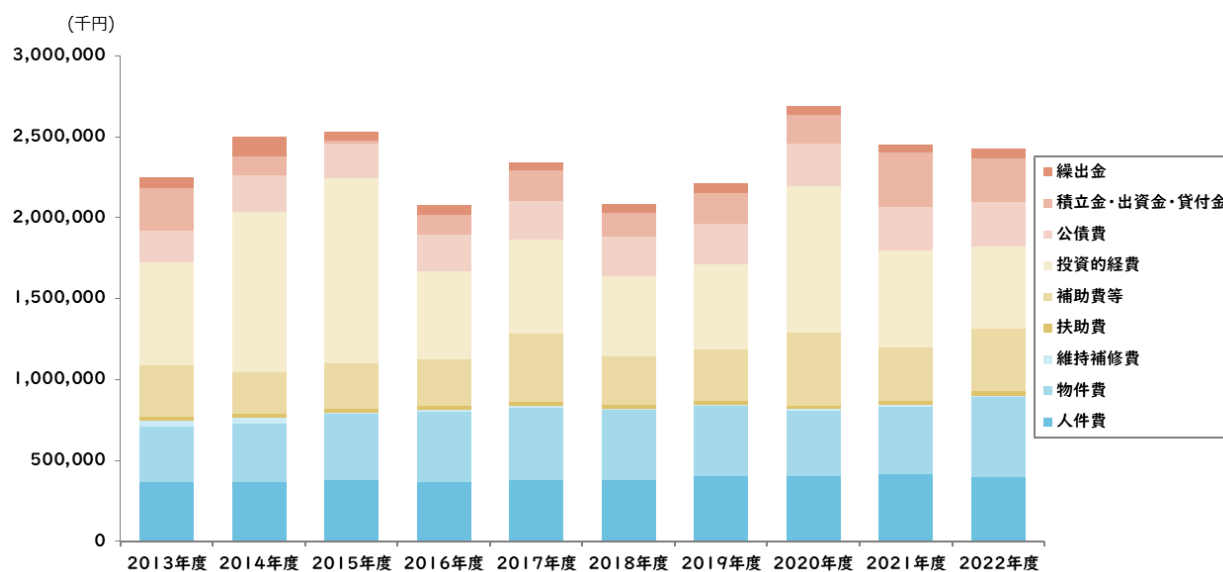
単位:千円

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
村民税	46,590	52,266	131,513	137,149	144,178	136,292	137,753	144,968	139,872	141,548
地方交付税	1,090,314	979,928	1,039,474	988,354	911,461	856,740	873,535	924,669	1,042,947	1,048,799
その他一般財源	116,347	115,201	492,673	137,390	321,534	278,393	334,417	323,138	304,845	300,427
地方債	257,794	272,681	181,351	203,411	195,004	265,003	296,455	611,735	219,043	251,044
国庫支出金	466,643	386,226	592,152	328,804	477,175	237,735	251,308	387,273	421,126	347,736
県支出金	98,958	120,768	85,066	73,863	111,406	67,971	92,343	66,293	55,113	41,824
その他特定財源	338,656	922,120	135,920	210,124	307,990	383,221	404,989	360,838	395,811	515,742
合計	2,415,302	2,849,190	2,658,149	2,079,095	2,468,748	2,225,355	2,390,800	2,818,914	2,578,757	2,647,120

(2) 歳出

本村の歳出の総額は、年度により増減があるものの、おおむね20億円から25億円程度で推移しています。

歳出のうち人件費は4億円前後で推移しています。維持補修費は、2013年度から2022年度の10年間で半減していますが、物件費は年々増加しています。扶助費は、年々増加傾向にあります。また、投資的経費は2014年度、2015年度に一時的に増加しましたが、5億円から6億円程度で推移しています。



単位:千円

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
人件費	367,883	368,517	380,040	363,796	380,276	379,130	400,321	399,882	412,179	394,782
物件費	337,529	356,719	405,389	436,524	446,924	431,948	436,039	407,686	420,369	495,608
維持補修費	42,621	36,582	10,461	9,936	11,530	10,177	9,258	8,058	8,051	10,510
扶助費	21,321	23,237	22,963	24,229	22,454	20,665	20,296	19,151	26,789	30,101
補助費等	315,862	259,980	282,113	288,152	420,035	302,186	320,093	452,648	331,619	385,233
投資的経費	635,837	989,727	1,142,139	546,511	581,799	497,058	526,039	907,752	601,005	503,372
公債費	201,014	226,536	217,188	227,920	238,716	243,167	249,578	260,433	265,904	277,749
積立金・出資金・貸付金	260,133	119,710	18,224	121,711	193,759	145,132	191,066	180,349	337,347	270,433
繰出金	69,113	117,942	51,649	60,316	47,732	56,637	60,674	54,062	47,213	58,787
合計	2,251,313	2,498,950	2,530,166	2,079,095	2,343,225	2,086,100	2,213,364	2,690,021	2,450,476	2,426,575

4. 対象施設

(1) 対象施設

原則、本村の所有する全ての施設を対象とします。

(2) 施設の分類

本村の所有する建築系公共施設を下表に分類しました。

対象施設の分類表

大分類	中分類	小分類
村民文化系施設	集会施設	集会所、交流センター、地区会館、ふるさとセンター、コミュニティセンター、多目的施設
社会教育系施設	博物館等	郷土館、天保の民家、嘉永の民家
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	森林鉄道駅舎、バンガロー、三宝山展望台、魚梁瀬杉の家
	保養施設	魚梁瀬森林保養センター
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	デイサービスセンター
医療施設	医療施設	診療所
行政系施設	庁舎等	村役場庁舎
	消防施設	消防団屯所
公営住宅	公営住宅	公営住宅、定住促進住宅
公園	公園	管理棟、炊事施設、便所、バンガロー
供給処理施設	供給処理施設	平野チリ焼却場、川口ごみ処理場
その他	その他	倉庫、自転車置場、車庫、バス待合所、公衆便所、共同作業場、処理加工場、教職員宿舎、医師住宅

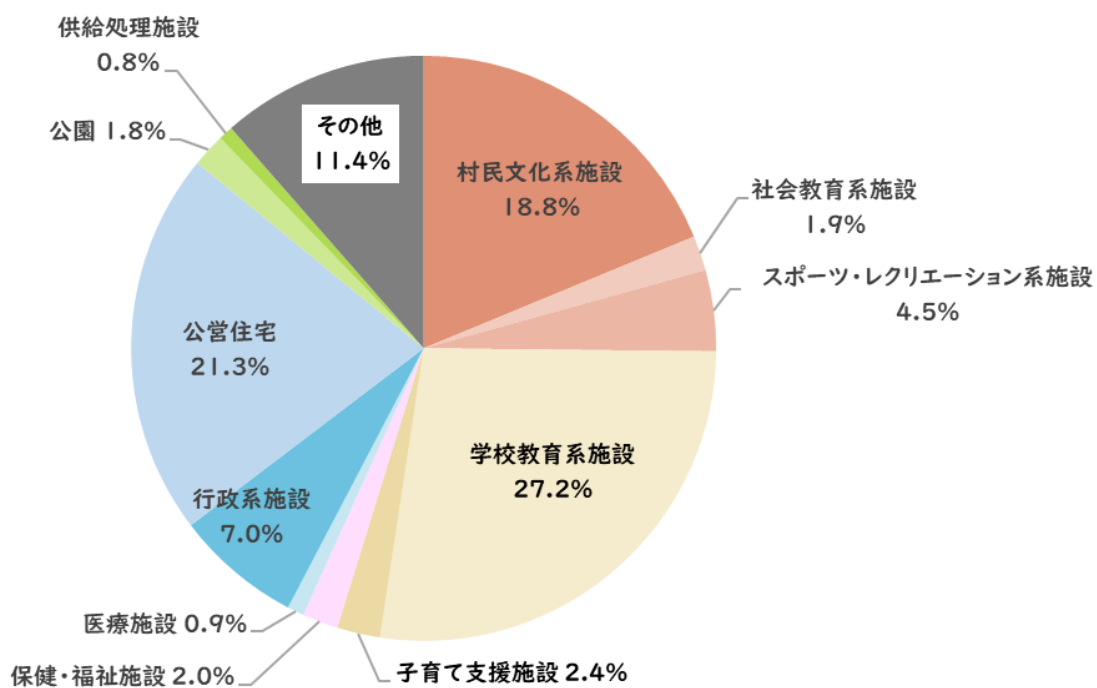
(3) 施設の現状

建築系公共施設の延床面積は学校教育系施設（プール面積含む）が27.2%、公営住宅が21.3%、村民文化系施設が18.8%の順に多くなっています。

建築系公共施設総括表

大分類	施設数	延床面積 (㎡)
村民文化系施設	13	4,515.3
社会教育系施設	4	462.3
スポーツ・レクリエーション系施設	11	1,077.7
学校教育系施設	26	6,552.8
子育て支援施設	5	572.4
保健・福祉施設	2	477.0
医療施設	1	221.5
行政系施設	3	1,679.3
公営住宅	23	5,116.8
公園	5	443.0
供給処理施設	4	191.3
その他	47	2,752.7
合計	144	24,062.1

延床面積構成比



土木系インフラ資産総括表

施設分類		延長等 (m)
道路		実延長 約 63,451m
橋梁		総延長 約 1,271.5m
簡易水道施設	配水管	総延長 約 26,945m
	導水管	総延長 約 1,222m
	送水管	総延長 約 2,797m

5. 更新費用試算

(1) 更新費用の算出方法と前提

ここでは、本村が保有する公共施設とインフラ資産にかかる更新費用を試算します。

更新費用の試算は、対象施設のうち、個別施設計画および長寿命化計画が策定しているものは、計画にて算定している更新コスト計算結果を用いることとします。また、道路等のインフラ資産については、総務省による更新費用試算ソフトをもとに改修された、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフト(以下、「試算ソフト」という。)に基づき算定します。

①基本的な考え方

- ・対象施設は、予定更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- ・プレハブ建物については、更新費用の算定はしないものとします。
- ・インフラ(道路・上下水道)等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数・更新の考え方

【建築系施設】

- ・標準的な耐用年数(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年)を採用することとします。
- ・建設後40年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- ・建設時からの経過年数が41年以上50年未満の建築物については、今後10年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- ・建設時より50年以上経ているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えたと仮定します。

【インフラ資産】

- ・道路:舗装の耐用年数10年と舗装の一般的な供用寿命の12~20年を踏まえ15年とし、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- ・橋梁:橋梁長寿化計画の試算方法を採用します。
- ・簡易水道:整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。

③更新単価の考え方

- ・公共施設については、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- ・大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定します。
- ・インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長に対しそれぞれ設定された更新単価を使用します。

公共施設用途別単価

施設分類	大規模改修	建替え
村民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

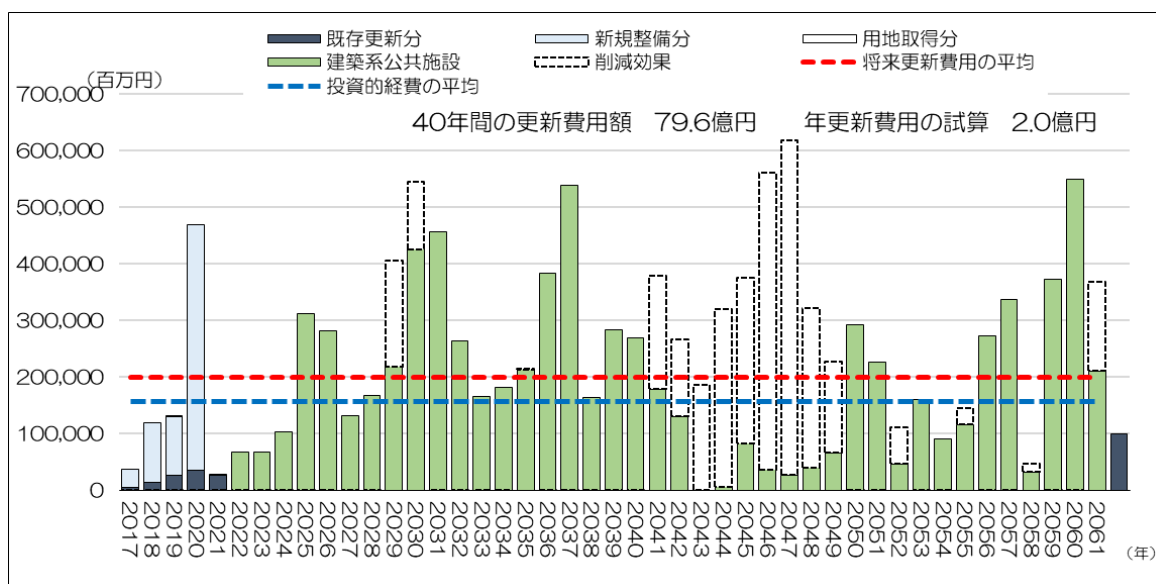
インフラ資産更新単価

施設分類	細目		更新
道路	一般道路		4,700 円/㎡
	自転車歩行者道		2,700 円/㎡
簡易水道	導水管・送水管	300mm 未満	100 千円/m
		300～500mm	114 千円/m
		500～1000mm 未満	161 千円/m
	配水管	150mm 以下	97 千円/m
		200mm 以下	100 千円/m
		250mm 以下	103 千円/m
		300mm 以下	106 千円/m
		350mm 以下	111 千円/m

(※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています)

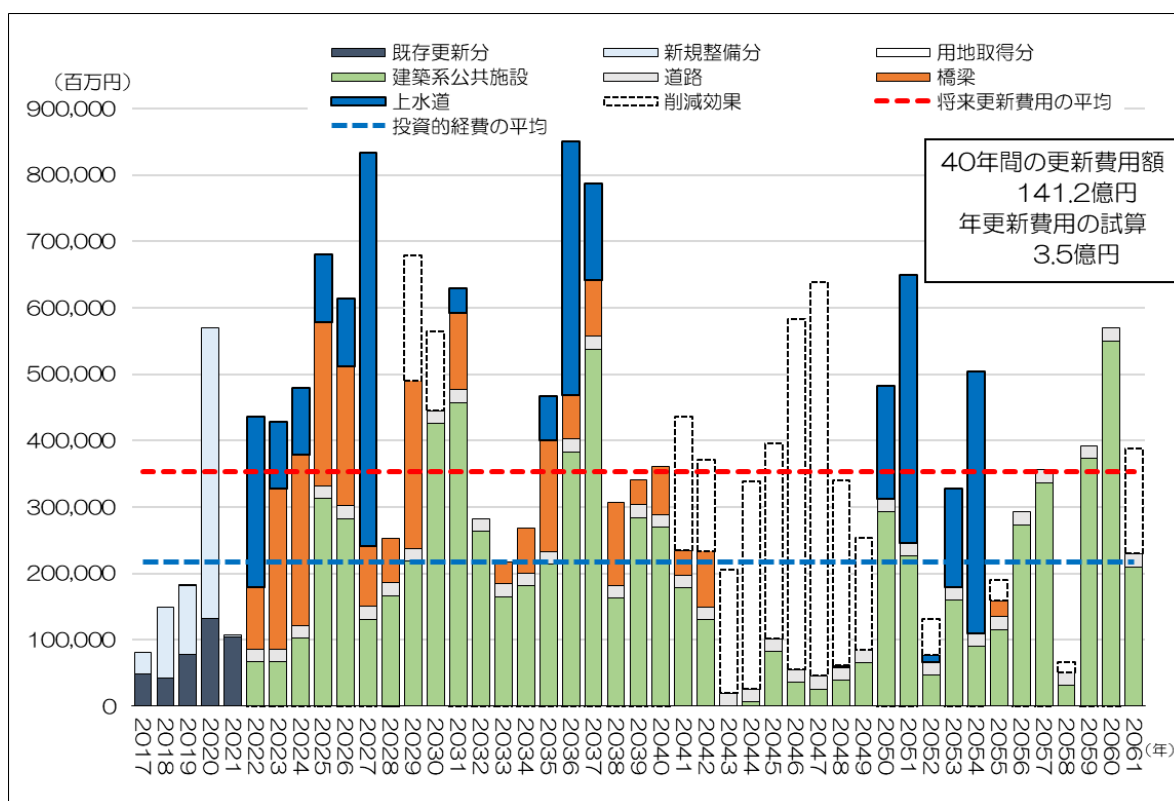
(2) 試算結果

建築系公共施設における将来の更新費用の推計を下記に示しました。更新費用を試算した結果、今後 40 年間で 79.6 億円（年平均 2.0 億円）かかることがわかりました。



上記に土木系インフラ資産を加えた将来の更新費用の推計を下記に示しました。

今後 40 年間の整備額は 141.2 億円、1 年当たりの整備額は 3.5 億円と試算されました。



6. 対象施設の現状と課題

(1) 公共建築物の現状と課題

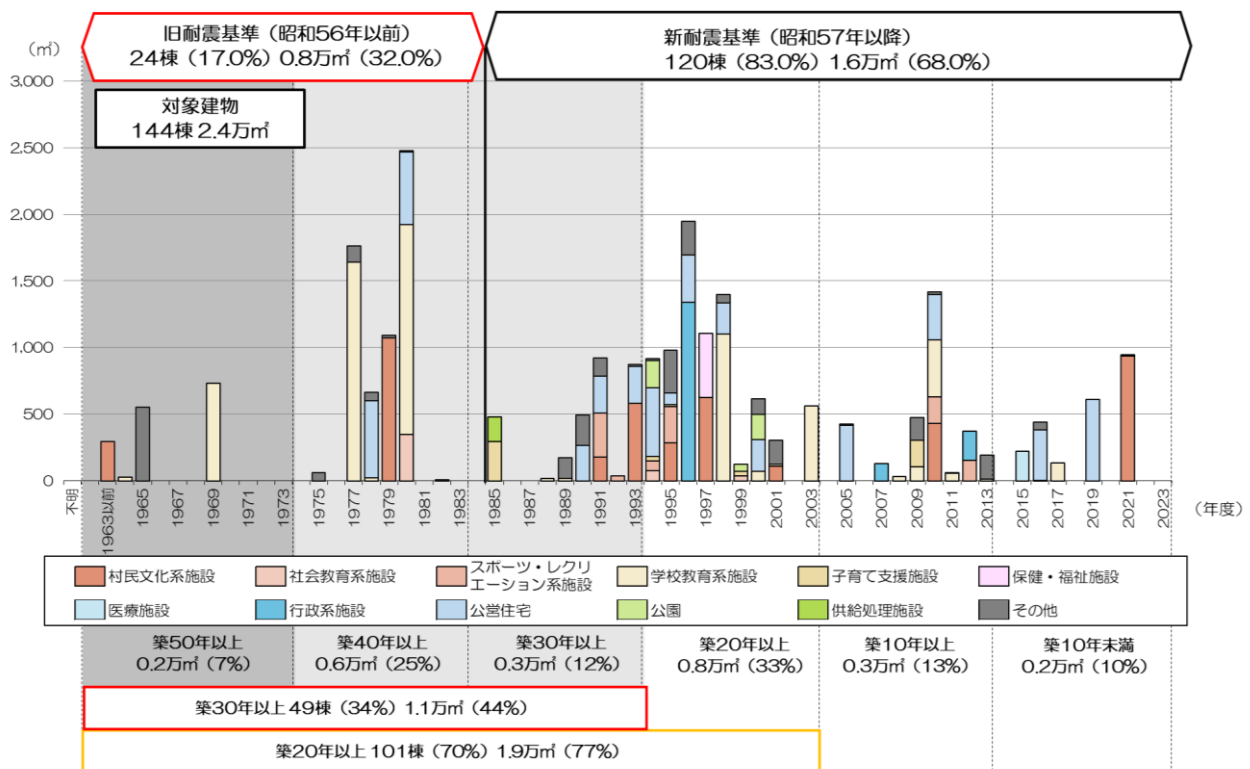
対象施設について、建築年別に施設分類ごとの延床面積をグラフに示しています。

公共施設等（道路、橋梁等のインフラを除く。）全体としては、144棟となっており、総延床面積は24,062.07㎡、一人当たり約32.3㎡となっています（令和2年度国勢調査人口：745人）。

施設区分による延床面積構成比では、学校教育系施設が30.6%で最も多くなっています。

年ごとの公共施設の延床面積推移から、これらの公共施設の多くは、1970年代後半と1990年代に建設されており、50年経過すると老朽化が進むため、「品質の適正性」の観点から大規模な改修や更新の時期が2020年から2040年の間に訪れることが見込まれます。

建築年別の延床面積推



(2) インフラ資産の現状と課題

インフラ資産の全体は、土木系として道路、橋梁、公園等、企業会計施設として簡易水道施設、小水力発電施設、その他に土地として分類されます。

土木系施設全体の多くは50年を経過すると老朽化が進行します。このため、建築系施設（ハコモノ）と同様に今後多くの土木系公共施設が、安全性の観点から改修や更新時期を迎えることになります。土木系公共施設の維持管理で重要なことは実態（施設数、経過年数、老朽化度等）を把握し、予防保全の観点から経験と知見を共有し活用する点検を実施していくことが求められます。

(3) 建物の更新費用予測から試算した課題

本章において試算したとおり、全ての建築系公共施設を更新した場合、今後40年間で79.6億円（年平均2.0億円）の費用が必要となる見込みです。また、大幅な歳入の増加は難しい社会情勢の中、老朽化が進む施設の改修や建替えにまわす財源の確保を進めるとともに、更新や整備を行う際の費用の抑制と平準化を図ることが求められます。

建築系公共施設については、現在保有している施設の全てを同数同規模で維持し、更新していくことは費用的にも無理が生じてきます。これからは、安全面や施設機能を充実させ維持していくことが重要であり、そのためには、将来の人口減少を勘案しつつ財政状況の見通しを立て、建替えや大規模改修に係る経費を実施可能な水準にまで引き下げなければなりません。

インフラ系公共施設については、村民の生活基盤として現に使用されていることから、これらは縮減せず効率的かつ効果的に維持し、必要に応じて施設のあり方を検討しコスト縮減に努めるものとします。

現状の建築系公共施設の保有量を維持することは、人口減少等を考慮すると村民一人が使用する公共施設の延床面積が多くなりますが、施設管理に必要な費用が増大することにもつながります。したがって、今後における公共施設の保有量は、人口減少や歳入の状況を考慮し、村民サービスの水準と効果を維持しながら最適化を図ります。また、現状の公共施設保有量の適正化に努めながら滑らかな縮減を図ります。

第3章

公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

馬路村の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化をめざした改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、企業会計施設を含む。）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

(1) 建築系公共施設

① まちづくりの視点を踏まえた検討

統廃合など施設保有量の適正化を進めるにあたっては、施設の地理的配置のあり方、まちづくりへの影響を考慮していく必要があります。まちの活性化促進やコミュニティの中心拠点形成における公共施設等及び公共サービスが果たす機能・役割を踏まえ、村内の各拠点・各地域に求められている機能が喪失しないよう、施設の配置を検討します。

施設配置の変更は、施設へのアクセス、利用しやすさに影響するため、交通施策との連携も十分に考慮し、施設配置を検討します。

また、転用のしやすい構造とする、転用や統廃合の制約となるような取り決めは行わないなど、施設の整備後であってもその時の状況に合わせた柔軟な利活用が可能となるような整備を行います。

② 新規設備について

長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、既存施設の有効活用を図ります。新規整備は原則として行わないものとしませんが、現在、本村に機能がない施設に関しては新設建設を進めます。新規建設等を行う場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行います。

老年人口、年少人口比率の変化に対応し公共施設の適正化を図ります。

③ 施設の更新（建替え）について

施設の統合・整理や遊休施設の活用など、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ施設総量を縮減します。複合施設においては、管理・運営についても PPP/PFI の活用を検討しデータの一元管理を図ります。施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は処分を促進します。

④ 施設総量（総床面積）について

更新の際は、統合を検討し複合施設とすることで施設総量を減らすことを検討します。

利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合も検討します。

⑤効率的な施設運営

村民サービスは、既存の水準を維持するとともに、ニーズ等に応じてさらなる向上を図る必要がありますが、行政の限りある財源及び人員の中では限界があります。このため、管理運営に掛るコストの縮減を図るとともに、民間のノウハウや資金の活用、地域の住民・団体などとの連携も視野に入れた運営方法を引き続き検討し、より効率的な施設の運営をめざします。

加えて、省エネルギー対策や未利用財産の処分、施設利用の受益者負担の適正化などのさまざまな取組や、運営の工夫による利用効率の向上を図り、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保をめざします。

運営については、指定管理の利用や地域住民による維持管理協力等、民間の活用を促進します。PPP／PFI など民間の力の活用促進を検討しながら施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

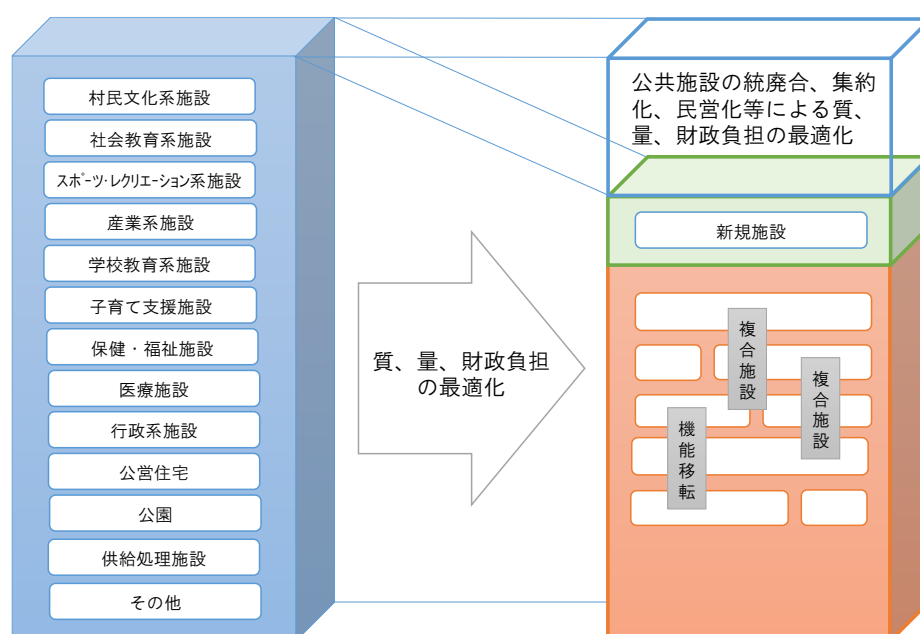
⑥必要な機能の確保

災害時の防災拠点や避難場所となる公共施設や、避難・救援活動、災害復旧時において確保すべき重要な基盤施設であるインフラ資産については、必要な機能の確保をめざします。このため、予防保全型の計画的な維持管理により、費用の抑制・平準化を図るとともに、村民生活の安全確保と、向上を図る公共施設等の配置をめざします。

⑦ゾーニング手法について

ゾーニング手法によって施設ごとの活用方法を見直しながら、公共施設の数、規模、機能、位置等を総合的に検討します。また、近隣自治体施設の活用については、近隣自治体における施設の配置状況を把握し、共同整備や相互利用の可能性等について、広域での連携を検討します。

各種公共施設については保有最適化を図ります。



⑧SDGsの推進

本計画は行政サービスを提供する社会基盤である公共施設等に関するものです。

村民の暮らしを支える公共施設等を適切に維持管理することで、持続可能なまちづくりを推進し、国連が提唱しているSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて貢献することをめざします。

【関連する主な SDGs】



※：SDGsとは、

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。

(2) インフラ系公共施設

①現状の投資額（一般財源）について

予算総額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。

優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた投資額を設定します。

②ライフサイクルコスト（LCC）について

維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減します。

PPP／PFI など、民間活力の活用を検討し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。

※ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは、事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。

※ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に、民間の資金を活用）とは、国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る手法です。

※ ライフサイクルコスト（LCC）とは、建物における計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」といいます。設計費が全体に占める比率は小さいですが、計画・設計の内容はその後のランニングコストに大きく影響します。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

参考：建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフドレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・プロ ック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所につい て	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検・検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構をもった精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- ・「公共施設診断の対象となる評価項目」の表を参考とし、本村で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- ・耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- ・診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の安全性、耐久性、不具合性及び適法性の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- ・「公共施設診断の対象となる評価項目」の表より、本村に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- ・公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES I 3 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- ・維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができなくなった場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって、更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

③ユニバーサルデザイン化（バリアフリー）の推進

公共施設等の改修、更新については、「高知県人にやさしいまちづくり条例」、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則」等を遵守し、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性等が挙げられます。

施設の安全確保に係る項目 (FM 評価手法・JFMES I 3 マニュアル(試行版))

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)の有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・Is 値>0.6 /0.6>Is 値>0.3 /0.3>Is 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用進入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数(償却)	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数(20年)と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

- ・本村では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価します。
- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。(ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。)

(4) 耐震化の実施方針

本村では、既存建築物について順次耐震診断を行っています。

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに、計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

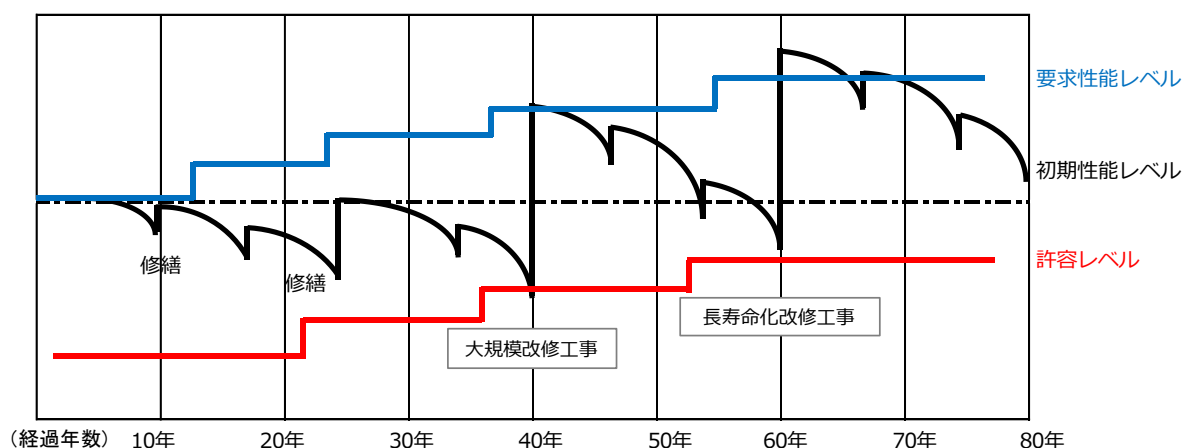
下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から 40 年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後 40 年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本村の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

長寿命化における経過年数と機能・性能（鉄筋コンクリートの場合）



(6) 統合や廃止の実施方針

① 公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断します。

- ・施設の安全性
- ・機能性
- ・耐久性
- ・施設効率性
- ・地域における施設の充足率
- ・施設利用率
- ・費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用（多用途への変更、民間への貸与等）の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

②村民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等の統合や廃止には、村民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、村民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

公共施設コンパクト化の施策

段階	村民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設コンパクト化の施策
I	・村民の痛みを求めない初動的取組	・村民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の村民負担を前提とした村民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第Ⅰ段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた村民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより村民サービスが低下することも想定 ・第Ⅱ段階のコンパクト化 ※村民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収(受益者負担) ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第Ⅲ段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

(7) 脱炭素化の推進方針

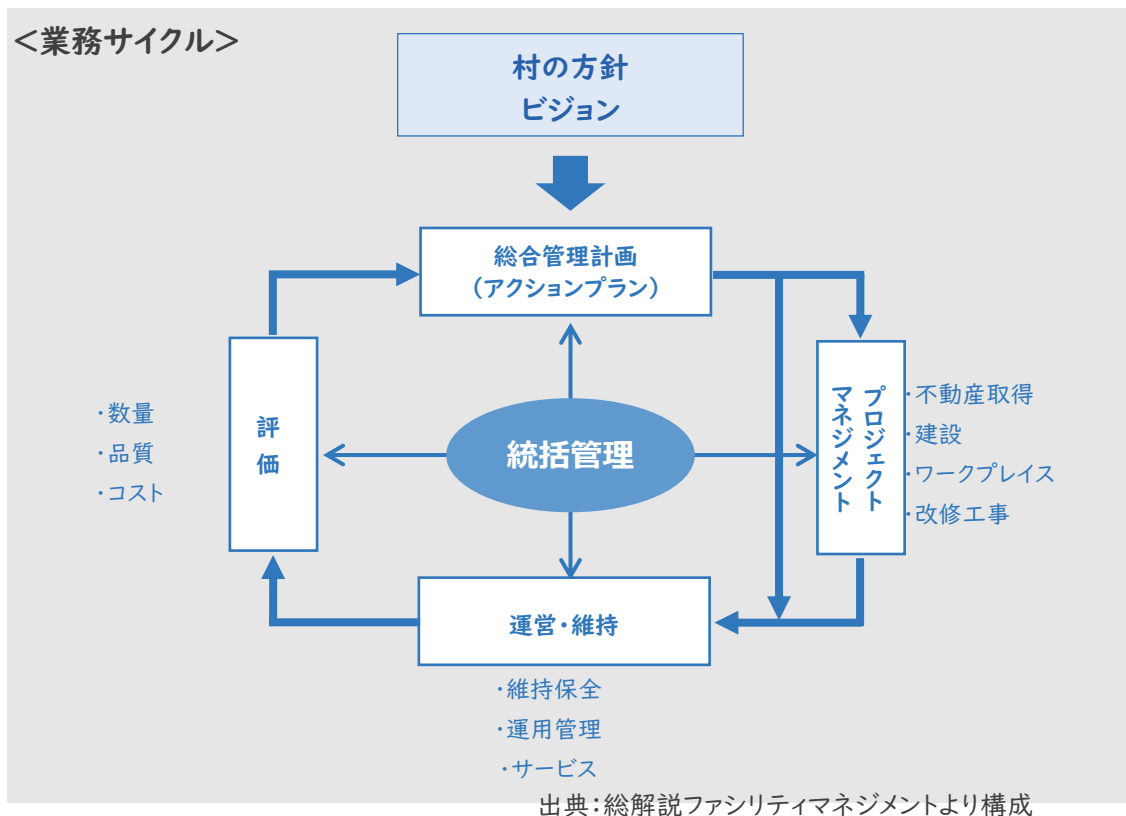
2050年カーボンニュートラルの実現と経済と環境の好循環の創出に向けて、国の「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月策定)や県の「高知県脱炭素社会推進アクションプランVer. 2」(令和5年3月改訂)等による取組等を踏まえ、公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を図ります。

3. 推進体制

(1) ファシリティマネジメント(FM)業務サイクルによるフォローアップ

下図に示す業務サイクルでは、「村の方針／ビジョン」に基づき、「本計画」を推進します。

公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。



(2) 情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、村民と行政が、村施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの村民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、村民からの様々な意見を収集・整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討することとします。

(3) 計画の推進体制

本計画のフォローアップは、次の方針により適切に管理し進めます。

① 進行管理

本計画で定めた基本方針や目標値等については、実績評価や分析を行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するPDCAマネジメントサイクルにより適切な進行管理を行います。

② 計画の見直し

本計画は、原則10年ごとに全体的な見直しを行います。

なお、本村を取り巻く環境や社会情勢の変化、財政状況等計画と大きな隔たりが生じた場合等、必要に応じ見直しを行います。

③ 情報の公開

本計画の進捗状況等公共施設に関する情報については、広報紙やホームページを活用し積極的に村民への情報の発信に努めます。



第4章

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 村民文化系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
馬路村交流センター	295.9	1956	67	木造	総務課	馬路秤石631
馬路村コミュニティセンター 本館	1,073.5	1979	44	鉄筋コンクリート	地域振興課	馬路3553・馬路3564番地1
馬路村コミュニティセンター レストラン 拡張部	54.0	1991	32	木造	地域振興課	馬路3720番地2
魚梁瀬地域開発センター 施設	122.2	1991	32	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬丸山公園
馬路村コミュニティセンター 新館宿泊 棟	580.0	1993	30	木造	地域振興課	馬路3553・馬路3720番地2
馬路村ふるさとセンター	284.0	1995	28	木造一部RC	地域振興課	馬路382-1
魚梁瀬多目的施設	627.2	1997	26	鉄骨	魚梁瀬支所	魚梁瀬10-11
馬路村加工研修施設(東川地区会館)	108.3	2001	22	木造	総務課	馬路1514
相名地区会館	215.5	2010	13	木造	総務課	馬路3190-1
朝日出地区会館	68.8	2010	13	木造平屋	総務課	馬路110番地4
中ノ川会館	53.2	2010	13	木造	総務課	馬路1620-1番地
日浦地区会館	95.0	2010	13	木造	総務課	馬路3787番地1
馬路村集会センターうまなび	937.7	2021	3	木造	教育委員会	馬路443番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の状況

交流センター、集会所、コミュニティセンター等、計13施設があります。

(緊急)避難所指定は8施設になります。

旧耐震基準建築物の耐震診断は完了し、耐震補強済は1施設あります。指定管理が3施設、直営が3施設、委託は6施設の状況です。

建築から41年以上経過した施設が2施設あり、31年から49年を経過した施設が2施設あります。これらの施設は今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでコストの縮減を図ります。

(2) 社会教育系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
馬路村郷土館	350.0	1980	43	RC	教育委員会	長瀬3564番地の1
馬路村天保の民家	64.7	1994	29	木造	教育委員会	馬路3569番地
馬路村天保の民家 便所及び水場	10.8	1994	29	木造	教育委員会	馬路3569番地
馬路村嘉永の民家	36.8	1999	24	木造	教育委員会	馬路3569番地

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の状況

郷土館、天保の民家、嘉永の民家等、計4施設があります。

郷土館は建築から43年が経過し、今後10年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

厳しい財政状況を踏まえ、施設維持管理のあり方を検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
魚梁瀬森林鉄道駅舎	6.0	1991	32	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬(丸山公園内)
魚梁瀬森林保養センター 機械室棟	33.0	1991	32	木造	魚梁瀬支所	馬路村魚梁瀬丸山公園
魚梁瀬森林保養センター	293.6	1991	32	木造	魚梁瀬支所	馬路村魚梁瀬丸山公園
魚梁瀬特産品直販施設 物品展示室	39.0	1992	31	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬丸山公園
馬路森林鉄道駅舎	75.0	1994	29	木造	地域振興課	馬路3713-3
魚梁瀬杉の家	255.7	1995	28	木造	魚梁瀬支所	馬路村魚梁瀬丸山公園
三宝山展望台	19.7	1995	28	構築物-木造	地域振興課	馬路村大字馬路
魚梁瀬森林鉄道駅舎『森の駅』 (丸山公園駅舎)	199.7	2010	13	木造	魚梁瀬支所	馬路村大字魚梁瀬
バンガロー甚吉ヶ森	96.0	2012	11	木造	地域振興課	馬路字秤石648-4・648
バンガロー天狗ヶ森	36.0	2012	11	木造	地域振興課	馬路字771-1
バンガロー千本山	24.0	2012	11	木造	地域振興課	馬路字秤石771-1

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年~49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の状況

魚梁瀬森林保養センター、魚梁瀬・馬路の森林鉄道駅舎、バンガロー等、計11施設があります。

魚梁瀬森林保養センター、魚梁瀬森林鉄道駅舎、魚梁瀬特産品直販施設 物品展示室は建築から30年が経過しています。木造構造のため近い将来法定耐用年数に至ります。今後10年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

厳しい財政状況を踏まえ、施設維持管理のあり方を検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(4) 学校教育系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
魚梁瀬中学校 プール便所及び更衣室	26.0	1964	59	コンクリートブロック	教育委員会	魚梁瀬10-149
馬路中学校 体育館	733.8	1969	54	鉄骨造	教育委員会	馬路村大字馬路
馬路小学校 校舎 管理教室棟	1,643.0	1977	46	RC	教育委員会	馬路502番地
魚梁瀬中学校 体育館倉庫	21.0	1978	45	木造	教育委員会	魚梁瀬10-149
馬路中学校 校舎 管理教室棟	1,474.2	1980	43	RC	教育委員会	馬路570
馬路中学校 校舎 特別教室棟	99.0	1980	43	RC	教育委員会	馬路570
馬路中学校 自転車置場	18.6	1988	35	軽量鉄骨造	教育委員会	馬路村大字馬路
魚梁瀬小学校 工作室	18.6	1989	34	木造	教育委員会	魚梁瀬10-149
魚梁瀬小学校 校舎 管理教室棟建築	972.2	1998	25	鉄骨造	教育委員会	魚梁瀬10-149
馬路中学校 屋外便所	15.0	1998	25	RC	教育委員会	馬路村大字馬路
馬路小学校 給食調理室改築	114.0	1998	25	鉄骨造	教育委員会	馬路502番地
魚梁瀬中学校 屋外便所	14.9	2000	23	コンクリートブロック	教育委員会	魚梁瀬10-149
魚梁瀬中学校 改修工事	55.0	2000	23	木造	教育委員会	魚梁瀬10-149
魚梁瀬中学校 プール横便所新築	14.9	2001	22	RC	教育委員会	魚梁瀬10-149
馬路小学校 プールサイド	230.5	2003	20	構築物 -水泳プール	教育委員会	馬路小学校内
馬路小学校 大プール	205.0	2003	20	構築物 -水泳プール	教育委員会	馬路小学校内
馬路小学校 補助プール	24.0	2003	20	構築物 -水泳プール	教育委員会	馬路小学校内
馬路小学校 プール専用付属室	102.3	2003	20	RC	教育委員会	馬路小学校内
魚梁瀬中学校 職員室増築(小学校内)	31.5	2008	15	木造	教育委員会	魚梁瀬10-149
魚梁瀬中学校 普通教室棟 増新築	96.0	2009	14	木造	教育委員会	魚梁瀬10-149
馬路中学校 野球部倉庫	8.7	2009	14	木造	教育委員会	馬路村大字馬路501
魚梁瀬中学校 屋内運動場	425.9	2010	13	鉄骨造	教育委員会	魚梁瀬10-149
馬路小・中学校 渡り廊下	58.2	2011	12	木造	教育委員会	馬路小・中学校内
馬路中学校 体育館渡り廊下	13.0	2013	10	RC	教育委員会	馬路570番地
馬路中学校体育館 屋外多目的トイレ	5.5	2016	10	木造	教育委員会	馬路村大字馬路
魚梁瀬中学校特別教室	132.0	2017	9	木造	教育委員会	魚梁瀬10-149

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の状況

馬路小学校・中学校、魚梁瀬小学校・中学校の各校舎、体育館、プール等、計26施設があります。

避難所指定は5施設あり、旧耐震基準建築物の耐震診断は完了し、耐震補強済は3施設になります。

魚梁瀬中学校のプール便所及び更衣室、馬路中学校体育館は建築から50年が経過し老朽化が進んでいます。また、31年から49年を経過した施設は6施設あります。これらの施設は今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

将来の児童生徒数の予測を踏まえ、本村の学校教育方針や財政状況、地域の実情等を考慮した上で、数量の最適化を図ります。数量の適正化においては、校舎が更新を迎える時期の児童生徒数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。

建築基準法第12条に基づく3年以内ごとの法定点検に加え、日常的な自主点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。

建物系の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため、様々な規模・内容の工事がある中で大規模改修と部分改修を勘案して、中長期保全計画を検討します。

建物構造により異なりますが、躯体耐用年数（財産処分年数：鉄筋コンクリート造であれば60年）の間、学校施設として活用することを基本に考え、築25年前後に大規模改修工事を検討・計画して実施します。また、躯体耐用年数が残存10年未満のものより順次建て替えや更新等を検討します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(5) 子育て支援施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
馬路保育所	294.0	1985	38	木造	健康福祉課	馬路409-1
馬路保育所 2歳児専用保育室	34.8	1994	29	木造	健康福祉課	馬路409-1
馬路保育所 2歳児専用保育室 増築	9.9	1995	28	木造	健康福祉課	馬路409-1
馬路保育所 保育室 増築	35.0	1999	24	木造	健康福祉課	馬路409-1
魚梁瀬保育所	198.7	2009	14	木造	健康福祉課	魚梁瀬10番地197

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

②施設の状況

馬路保育所、2歳児専用保育室、魚梁瀬保育所等、計5施設があります。

耐震診断済が5施設、耐震補強済が4施設あります。

建築から38年が経過した馬路保育所は、今後10年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでコストの縮減を図ります。将来の年少人口、老年人口の増減予測を踏まえ、本村の財政状況、地域の実情等を考慮した上で、延床面積数量の最適化を図ります。数量の適正化においては、建物が更新を迎える時期の利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動も勘案して増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(6) 保健・福祉施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
馬路村デイサービスセンター	456.0	1997	26	鉄骨	健康福祉課	馬路407-1
馬路村デイサービスセンター ボイラー 室棟	21.0	1997	26	鉄骨	健康福祉課	馬路407-1

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の状況

デイサービスセンター、ボイラー室棟の計2施設があります。

デイサービスセンターは避難所指定になっています。

2施設とも、耐震診断及び耐震補強が完了し、また、指定管理を行っています。

デイサービスセンターは建築から26年が経過していますが、老朽化には至っていません。

③個別基本方針

将来の年少人口、老年人口の増減予測を踏まえ、本村の財政状況、地域の実情等を考慮した上で、延床面積数量の最適化を図ります。数量の適正化においては、建物が更新を迎える時期の利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合など柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

(7) 医療施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
馬路診療所	221.5	2015	8	木造	健康福祉課	馬路405-1

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の状況

新耐震基準建築物の診療所が1施設あります。

③個別基本方針

定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(8) 行政系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
馬路村庁舎	1,337.0	1996	27	鉄筋コンクリート	総務課	馬路443
馬路村消防団 魚梁瀬分団屯所	128.0	2007	11	木造	総務課	魚梁瀬10番地12
馬路分団屯所	214.3	2012	16	木造	総務課	馬路447

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の状況

馬路村庁舎、消防団屯所等、計3施設があります。

馬路村庁舎は避難所指定になっており、耐震診断は3施設とも行っています。

③個別基本方針

定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

予防保全を実施することでトータルコストの削減を図ります。さらに、水道光熱費が割高になっている施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。

(9) 公営住宅

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
馬路村日浦第1公営住宅	281.9	1978	45	コンクリートブロック (簡易耐火構造)	建設課	馬路3971-3
馬路村丸山公営住宅(01・02)	296.5	1978	45	鉄筋コンクリート (簡易耐火)	建設課	魚梁瀬10-26
馬路村日浦第2公営住宅	307.1	1980	43	鉄筋コンクリート (簡易耐火構造)	建設課	馬路3970-1
馬路村日浦第2公営住宅	235.2	1980	43	木造	建設課	馬路3970-1
馬路村相名第1公営住宅	265.0	1990	33	木造	建設課	馬路3150-1
馬路村東川第1公営住宅	276.0	1991	32	木造	建設課	馬路1494
馬路村東川第2公営住宅	277.5	1993	30	木造	建設課	馬路1484
馬路村相名第2住宅 (特定公共賃貸住宅)	346.1	1994	29	木造	建設課	馬路2913-1
馬路村若者定住促進住宅(影)	76.8	1994	29	木造	建設課	馬路587
馬路村若者定住促進住宅(相名)	90.8	1994	29	木造	建設課	馬路2904-1
馬路村若者定住促進住宅(朝日出)	89.4	1995	28	木造	建設課	馬路110-7
馬路村相名第3住宅 (特定公共賃貸住宅)	359.3	1996	27	木造	建設課	馬路2912-1
馬路村魚梁瀬定住促進住宅(01)	232.1	1998	25	木造	建設課	魚梁瀬10番地14 9
馬路村定住促進住宅(朝日出)	123.3	2000	23	木造	建設課	馬路110-6
馬路村魚梁瀬定住促進住宅(02)	116.3	2000	23	木造	建設課	魚梁瀬10番地14 9
馬路村日浦第3公営住宅 1号	72.5	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村日浦第3公営住宅 2号・3号	99.7	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村日浦第3公営住宅 4号・5号	145.6	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村日浦第3公営住宅 6号・7号	99.4	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村影第1住宅 (特定優良賃貸住宅)	338.0	2010	13	木造	建設課	馬路588番地
馬路村日浦第4(地域優良賃貸住宅)	378.2	2016	7	木造	総務課	馬路3923-3
影移住定住雇用促進住宅1号	258.0	2019	7	木造	建設課	馬路596番地
丸山第二住宅(地域優良賃貸住宅)	352.1	2019	7	木造	建設課	魚梁瀬10番地19 7

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の状況

公営住宅は計23施設があり、旧耐震基準建築物の耐震診断は完了しています。

建築から31年から49年を経過した施設が6施設あります。これらの施設は今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

施設の利用度は高い状況ですが、老朽化が進み建物の性能等が劣る施設等は随時改修を行いながら維持管理を行っています。また、将来の人口減少を踏まえて利用ニーズの把握をし、団地数や規模の集約化を図る等、建て替えも含めて総合的に検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(10) 公園

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
魚梁瀬森林公園 炊事施設	70.6	1994	29	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬字明善統 山813-5
魚梁瀬森林公園 管理棟	104.5	1994	29	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬字明善統 山813-5
魚梁瀬森林公園 便所	26.9	1994	29	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬字明善統 山813-5
魚梁瀬森林公園 バンガロー1・2号棟	54.0	1999	24	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬字明善統 山813-5
魚梁瀬森林公園 バンガロー3・4・5号 棟	187.0	2000	23	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬字明善統 山813-5

※経過年数により次のとおり色分けをしています。

50年以上

31年～49年

30年以下

②施設の状況

森林公園施設内、炊事施設、管理棟、便所、バンガロー棟等、計5施設があります。

管理棟などは建築から30年を迎えます。木造構造のため近い将来法定耐用年数に至ります。
今後10年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(11) 供給処理施設

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
平野チリ焼却場(パッカー車 車庫)	29.3	1985	38	鉄骨造	健康福祉課	馬路村大字馬路2 121
川口ごみ処理場 倉庫	90.0	1985	38	木造	健康福祉課	馬路2115
川口ごみ処理場 休憩室	66.0	1985	38	木造	健康福祉課	馬路2107-4
川口ごみ処理場 シャワー・トイレ室	6.0	2021	5	木造	健康福祉課	馬路2107-4

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の状況

焼却場とごみ処理場施設で計4施設があります。

これら4施設のうち3施設は建築から38年が経過しており、今後10年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

今後、老朽化が進み建て替えの際には、周辺他施設との複合化や広域連携を行う等、公共施設の総量縮減の方法を検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(12) その他

①施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
空き家活用住宅(魚梁瀬2号)	335.6	1965	61	木造	地域振興課	魚梁瀬10番地89
空き家活用住宅(魚梁瀬3号)	218.17	1965	61	木造	地域振興課	魚梁瀬10番地70
馬路村民運動場 用具倉庫(旧トイレ)	14.9	1975	48	コンクリートブロック	教育委員会	馬路村大字馬路
馬路村民運動場 用具庫	45.0	1975	48	木造	教育委員会	馬路村大字馬路
魚梁瀬多目的施設附属倉庫	100.3	1977	46	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬10-11
馬路小学校 倉庫	19.0	1977	46	木造	教育委員会	馬路502番地
馬路村 日浦第1 公営住宅 倉庫	16.5	1978	45	プレハブ	総務課	馬路3971-3
中の川倉庫	40.0	1978	45	木造	総務課	馬路村大字馬路
馬路村民運動場 用具庫 増築	10.1	1978	45	木造	教育委員会	馬路村大字馬路
魚梁瀬小学校 倉庫増築	20.0	1979	44	木造	教育委員会	魚梁瀬10-149
馬路村コミュニティセンター 倉庫	11.6	1980	43	軽量鉄骨	地域振興課	馬路3720番地2
三宝山公衆便所	9.0	1982	41	木造	地域振興課	馬路村大字馬路 (三宝山)
魚梁瀬木工芸加工場 共同作業所	153.0	1989	34	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬丸山公園
馬路村 相名第1 公営住宅 倉庫	13.2	1990	33	木造	建設課	馬路3150-1
魚梁瀬ワサビ 処理加工場	72.0	1990	33	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬丸山公園
若葉寮・魚梁瀬地区用具倉庫	142.7	1990	33	木造	魚梁瀬支所	魚梁瀬10番地183
馬路村 東川第1 公営住宅 倉庫	13.2	1991	32	木造	建設課	馬路1494
魚梁瀬森林鉄道車庫	123.8	1991	32	木造	地域振興課	魚梁瀬(丸山公園内)
馬路村 東川第2 公営住宅 倉庫	13.2	1993	30	木造	建設課	馬路1481
馬路村コミュニティセンター プロパン庫	3.0	1993	30	木造	地域振興課	馬路3720番地2
馬路村コミュニティセンター 貯蔵庫・洗濯場	5.3	1994	29	コンクリートブロック	地域振興課	馬路3564番地1
馬路診療所 倉庫	8.5	1994	29	プレハブ	健康福祉課	馬路405-1
丸山 教職員宿舎 A-1 号棟	63.0	1995	28	木造	教育委員会	魚梁瀬10-193
丸山 教職員宿舎 C-1 号棟	105.7	1995	28	木造	教育委員会	魚梁瀬10-193
丸山 教職員宿舎 C-2 号棟	105.7	1995	28	木造	教育委員会	魚梁瀬10-193
馬路診療所 リハビリ施設用物干し場兼倉庫	45.5	1995	28	鉄骨	健康福祉課	馬路405-1
馬路村役場前バス待合所	10.9	1996	27	木造	総務課	馬路443
馬路村役場 公用車横 倉庫	46.2	1996	27	木造	総務課	馬路440-2
馬路村役場 公用車横 自転車置場	8.1	1996	27	木造	総務課	馬路440-2

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	構造	所管課	所在地域
丸山教職員宿舎 A-2 号棟	63.4	1996	27	木造	教育委員会	魚梁瀬10-193
丸山教職員宿舎 B-1 号棟	120.1	1996	27	木造	教育委員会	魚梁瀬10-193
丸山教職員宿舎 A-3 号棟	63.4	1998	25	木造	教育委員会	魚梁瀬10-193
丸山教職員宿舎 B-2 号棟	120.1	2000	23	木造	教育委員会	魚梁瀬10-193
大家教職員宿舎 B棟	178.9	2001	22	木造	教育委員会	馬路3783
馬路村日浦第3公営住宅倉庫(1号用)	1.4	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村日浦第3公営住宅倉庫(2・3号用)	2.7	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村日浦第3公営住宅倉庫(4・5号用)	2.7	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村日浦第3公営住宅倉庫(6・7号用)	2.7	2005	18	木造	建設課	馬路3883番地1
馬路村コミュニティセンター 2階倉庫	6.6	2009	14	亜鉛鉄板-軽量鉄骨	地域振興課	馬路3720番地2
馬路中学校 倉庫	15.4	2009	14	鉄骨造	教育委員会	馬路村大字馬路
スポーツトラクタ収納庫	17.2	2009	14	軽量鉄骨	教育委員会	村民運動場内
魚梁瀬保育所 倉庫棟	3.1	2009	14	木造	健康福祉課	魚梁瀬10番地197
馬路診療所 医師住宅	126.6	2009	14	木造	健康福祉課	馬路402番地1
馬路診療所 医師住宅カーポート	18.6	2010	13	木造	健康福祉課	馬路村大字馬路402番地1
朝日出バス待合所	3.3	2011	12	木造	総務課	馬路4171番地1
大家教職員宿舎 A棟	178.9	2013	10	木造	教育委員会	馬路3783番地1
馬路村小水力発電所 建屋	54.4	2016	10	鉄骨	建設課	安田町瀬切字ヒ山ヶ谷511

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の状況

倉庫、宿舎、自転車置場等、計47施設があります。

建築から50年以上経過した施設は2施設あり、経過し老朽化が進んでいます。また、31年以上経過した施設が16施設あります。これらの施設は今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③個別基本方針

老朽化した施設等については、安全面の観点からも撤去や機能移転を検討します。また、施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。さらに、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

①施設概要

本村が管理する道路は、村道119本、農道64本、林道24本があり、道路の総延長距離は135.1 kmとなっています。

②維持管理の基本方針

- ・構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施します。
- ・道路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定します。
- ・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
- ・将来の都市のあり方を考え、道路の廃止も含めた道路網の再構築を行うための道路計画の策定を検討します。

(2) 橋梁

①施設概要

本村が管理する橋梁は、84 橋あり、実延長は 1.27 km、面積は4,957.5㎡となります。
今後、急速に老朽化が進むことが予想されます。

②維持管理の基本方針

- ・橋梁長寿命化計画に基づき、定期点検を計画的に実施し、橋梁の健全度を把握します。
- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。
- ・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- ・既に損傷が著しく、修繕による長寿命化が見込めない橋梁については、計画的に順次架け替えを実施します。

(3) トンネル

①施設概要

本村が管理するトンネルは、河口トンネル、大木屋小石川隧道の2本があります。

②維持管理の基本方針

- ・定期点検を計画的に実施し、トンネルの健全度の把握に努めます。
- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を検討し、適切な健全性を維持することを目指します。
- ・必要に応じて個別計画を策定します。

(4) 公園等

①施設概要

本村が管理する主な公園は、魚梁瀬森林公園、魚梁瀬丸山公園等があります。

公園は、村民はもとより観光における交流人口の増加にも大きな影響を及ぼす場所であり、施設になっています。

②維持管理の基本方針

- ・定期点検を計画的に実施し、公園の健全度を把握します。
- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。

(5) その他

①施設概要

本村が管理するその他土木系公共施設のうち工作物は、貯水槽 72 基、防火水槽 38 基、農林業用の練石積堰・コンクリート堰等があります。

②維持管理の基本方針

- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。
- ・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

(1) 簡易水道施設

①施設の現状

本村の簡易水道は、配水管が26,945m、送水管が1,222m、導水管が2,797mあり、水道施設の整備、維持管理を進めています。

近年全国的に老朽化した管の破損による漏水や道路陥没等の事故がみられるようになっていくことから、更新を迎える管の維持管理について状況を把握しつつ計画的に整備を進めています。

②個別基本方針

管路をはじめとする水道施設の更新時期については、これまでの法定耐用年数から実使用年限に基づく更新基準で、水の安定需要を確保しつつ、今後増大する更新費用の負担軽減を図ります。引き続き、計画的に更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めます。

(2) 小水力発電施設

①施設の現状

本村では小水力発電施設の建設を行い、平成29年4月1日より稼働を開始しました。

②個別基本方針

今後、計画的に施設の維持管理に努めます。

(3) デイサービスセンター

①施設の現状

本村のデイサービスセンターは、村が施設管理を行い、運営を社会福祉協議会へ委託しています。

②個別基本方針

今後、計画的に施設の維持管理に努めます。

4. 土地の管理に関する基本的な方針

①数量に関する基本的な方針

- ・施設整備に必要な土地の確保については、道路等を除き、新たな土地取得は原則として行いません。新たな土地の取得が必要な場合は、複合利用などを含め慎重に検討します。

②品質の適正性に関する基本的な方針

- ・地域特性、履歴、安全性、環境・福祉への対応性など、土地の品質を定期的に診断し、活用や処分の判断材料とします。

③コストの適正性に関する基本的な方針

- ・行政目的として利用予定がない未利用地は、積極的に処分します。
- ・統廃合で発生する未利用地についても、他施設へ利用の可能性がなければ処分します。
- ・点検や管理等の費用を低減させます。

1. 継続した取組に向けて

(1) 方針の定期的な見直しについて

第2章では、本村が所有する公共施設等の現状を検証し、更新投資費用の算出と課題を抽出してきました。今後、社会情勢等の変化が公共施設等を取り巻く環境や前提条件にも影響して状況が変わることも考えられます。そこで、第3章の基本的方針や第4章の個別基本方針の内容が適切であるかどうかは、おおむね5年毎に検証を行うものとしします。

(2) 広域的な連携について

公共施設等には、本村が設置しているもののほかに、高知県や国が設置しているものもあります。これらの公共施設等について、機能面での相互補完や、未利用資産の情報共有などに取り組んでいくことが求められます。また、馬路村という行政区域にとらわれることなく、近隣自治体と連携して、実際の人の動きに合わせた取組を行うことも検討する必要があります。特に、将来の人口減少局面においては、市町村の域を越えて施設の統廃合を進めていくことも考えられます。

(3) 推進体制について

本計画は、公共施設等が健全な状態で持続できるようになってはじめて目的が達成されたといえます。PDCA サイクルなどの考え方を活用して、常に見直しを行い、改善を進めていくことが求められます。また、この計画は、公共施設等における個別計画とも関連づけられる内容が多いことから、推進体制（第3章の3推進体制）における業務サイクルによるフォローアップや情報共有の推進にあたっては、他分野の計画との関連性を常に意識する必要があります。

2. 今後の取組に向けて

(1) 今後の取組に向けて

本計画に基づき、今後10年間の方向性を踏まえて本村のまちづくりを行います。

まちづくりを強化するために本計画である「馬路村公共施設等総合管理計画」を策定しました。まちづくりのさらなる発展を目指し、村民の皆様の意見を真摯に取り入れながら、「馬路村振興計画」「馬路村まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン」と本計画との整合を図り、施設の維持・修繕・更新・統廃合などの基本方針を定めます。さらに、それを基に個別施設の管理計画、保全計画等を策定するよう取り組みます。

本村が保有する施設を有効活用し、計画的な保全・更新等を推進することで行政サービスの質を高め、村民の皆様の利便性向上につながる取組を実施していきます。

馬路村 公共施設等総合管理計画

令和6年3月

発 行：馬路村

住 所：〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地

T E L：0887-44-2111

F A X：0887-44-2779